



Title	雑談という名の歌論：井蛙抄おぼえがき
Author(s)	島津, 忠夫
Citation	語文. 1981, 38, p. 18-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68675
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

雑談といふ名の歌論

——井蛙抄おばえがき——

島 津 忠 夫

一

『新古今集』以後の中世和歌史は、時に『玉葉集』『風雅集』に見る京極派歌風や、冷泉為井門の正徹による『草根集』などの異風があり、今日から見れば、それら異風の歌風にこそ、そのすぐれた面をたどることになるのだが、当時の評価に立てば、それらはどこまでも異風としてとらえられていたのであり、基調はあくまでも二条派の和歌であった。^(註二)二条派の和歌は、中世を通じて、多くの歌人がよりどころとし、連綿とよみがれて、近世和歌へと続いているのである。

その二条派にあって、重要な位置を占める歌人として、頗阿をとりあげることができよう。二条為世の門弟として、八十四歳の長寿を全うした頗阿は、為世・為藤・為定・為明ら宗匠家の人々をたすけ、特に為明が『新拾遺集』の撰進なればで他界した時は、そのあとをとりまとめて完成しているし、広く公武の人々にまじわって信任を得ている。晩年には二条良基にも近づき、『愚問賢注』という形で、良基が頗阿の説を書き残しているほどで、その影響力も大きかった。『了俊日記』に「当時毎人頗阿法師をば人丸赤人のごとく

に申めれども」とあるのは、あとに「此法師もわづかに古歌にすがりて只一ふしてしなの侍しばかりをぞ得たるすがたとみへて侍りし」として、あえて過小評価しようとする冷泉派の了俊の言だけに、逆に当時の頗阿の声望の大きさが察せられる。

その頗阿に『井蛙抄』という歌論書があつて、中世末期から近世にわたって、二条派の聖典として尊重され、広く読まれている。特に、その巻六に配されている雑談の部は、当時の歌壇を知る好個の資料として活用されている。ここでは、その雑談という形で展開された頗阿の歌論のもつ意義をいささか考えてみたいのである。

二

『井蛙抄』という書は、多くの写本が現存しており、慶安版の板本が何度も印行されてひろく流布しているが、室町期の写本には相違が多く、六巻完備した形のものが多く、その原形を知ることもきわめて困難である。^(註三)奥書より見れば、大島雅太郎氏藏大永七年本の此抄都合六巻、以頗阿自筆之本令写之、加敷度校合

寛正二年六月廿五日甲午 洛陽東山隱士金州資田雅
とある円雅の書写本が出るまでは、頗阿の門流に伝えられた秘書で

あつたらしく、頼阿の曾孫である堯孝の没後、その門弟である円雅が、東常縁に付与したあたりより広まつていったものであつた。^(注四)特に、雑談の部については、『水蛭眼目』として伝わつてゐる雑談後半部と跋より成る書があつて、その原形の推定に説がわかれれる余地が大きい。^(注五)かつて、島原松平文庫本の調査に当つた折も、『井蛙抄』六巻一冊のほかに、『秘中秘』と題する一本があり、『井蛙抄』とある本には、雑談の部が「故宗匠云初心なる時は常に恋の歌をよむべしそれにもいき詞をもいひなる也」まで終つており、『秘中秘』の方は、「又云民部卿入道被申は」云々の文で始まつてゐることに、改めてその伝本調査の必要性を知つたのであるが、その後、私の調査が特に進んでゐるわけではない。^(注六)従つて、『井蛙抄』の原形については、

卷一 風体事
卷二 取本歌事

卷三 制詞事
卷四 同名名所

卷五 同題事
卷六 雜談

〔六十二条（木版本）
三十八条（高倉本等）〕

跋文

という久曾神昇氏の推定をひとまず肯定した上で論を進めてゆくことにする。

その成立についても、氏が雑談の部に、「冷泉相公」と見える為秀の官歴から延文五年以後、『新拾遺集』の記事が見えないことから貞治三年以前とする説。^(注七)さらに井上宗雄氏の為秀の話が最末にか

たまつてゐるので、この部分は書き継がれた最後の段階を示してはいないかと指摘され、為定を「今宗匠」とすることから、為定生前の延文五年三月以前の筆記であり、雑談の部は延文五年を軸として前後数年の間に書き継がれたものであろうとする説に對して、大筋においては特に異を立てるべきものを持たない。ただ、井上氏も卷四に為世のことを「宗匠」とあり、卷四の例歌が「新後撰集」まであることから、この巻は為世没の暦元年以前、あるいは鎌倉最末期頃に成つたかも知れないとされることに注意したい。井上氏は卷四の「同名名所」が後に『井蛙抄』の巻四に組入れられた可能性を指摘しているが、雑談の部もその骨子がすでに鎌倉末期にはほぼ形づくられていたのではないかと思われる。その点に関しては、雑談の部に見られる一つ一つの話の内容を吟味してみる必要があるが、そのためにも、やはり雑談の部の諸本の伝来の形を改めて注意しなければならない。

三

久曾神氏の調査により、雑談の部が、前半部と後半部に分かれて伝存しているものの多いことが知られ、その多くが後半部は「又云民部卿入道被申は」で始まつてゐることから、後半部は分離したものかとする氏の説がほぼ認められた形となつてゐる。しかし、この推定は、跋文の問題とともになお疑問の生ずる余地を多く残している。跋文については、本稿には触れないこととして、ここでは、雑談の部の前半部と後半部が必ずしもひと続きのものと考へられないのではないかという点を指摘しておきたい。たとえば、

故宗匠続千載集をうけ給はりて被撰時、さして歌よみにもあ

らざる人の来にも、勅撰こそ候へ、御歌や候、出され給へと申されしを、故戸部其外の門弟も、勅撰は道の重事秀逸を可被撰事にて侍るに、分明歌もよまぬものに歌をこはるゝ事、人の難もありぬべき事なり。不可然のよしつぶやき申されしをかへりきかれて、子に对面のとき被仰しは、歌は此國の風俗也。國に生れたらんものたれか歌よまざらん。稽古して世にしられたるもあり、独吟して心をやしなふ者もあり。能歌の出来る事、歌よみならぬものも読出してあるき集にも入たり。後撰八子が歌なり。勅撰をうけたまはりて、ひろくよき歌をもとめむとき、

名譽なき人もいかなる秀逸をか詠じてもちたらん。などかあひふれであるべきと被申し。返々面白覺侍りき。(注九)この条は、為世の撰集態度を知る上にきわめて重要な話で、頤阿が為世から聞いた話を書きとめていた点については、前半部と本質的に変るものではないが、前半部が「故宗匠云……と云々」という形で書きとめているのに對して、ここは頤阿の主体的なうけとめ方になつてゐる。さらに、この条には「故戸部」として、為藤のことを言つてゐるが、これも前半部には、その例を見ない。なお、「故戸部卿」という呼称で為藤をさす例、「入道戸部」という形で為家をさす例も後半部にのみ見られる。

為藤の没は元亨四年であり、為世の没はその後の暦應元年であるのに、その為世には「故宗匠」と言い、為藤には「戸部」とのみあることにも注意してみる必要があろう。為定について「今宗匠」とあるのは、前半部の終り近くと後半部の二か所に過ぎないが、前半部の場合は、

住吉神主國冬云、歌説は多く当社御眷属となれり。和泉守道經

は、鬼形にて紙筆を持て、とのいかきのいぬの角のだんの上に、西むきに座して人に見えけると申侍たりと云々

のあとに、「國助神主をば神護寺のそばに社を作て神とあがむ」云々の同じく住吉神主國助の話を補入したと思われるところに「今宗匠語被申き」と見えてゐるのであって、この補入と思われる部分の書き方も、「今宗匠云……と云々」の形になつてゐる。為藤を「戸部」とし、為世を「故宗匠」とするのは、「今宗匠」である為定を意識する時点での補訂ではないかと考えるのである。

後半部は、「又云、民部卿入道被申は」の条の次の

勅撰に異名どもあり。後拾遺をば小鰱集と名づく。津守国基歌、小鰱をはこびて撰者の心にかなひて、歌多入たる由の異名歟、金葉をば臂突主といへり。えせしふといふ心にや。新勅撰をば字治河集といひけり。武士のおほく入たる故なり。統拾遺をば鶴舟集と云。かゞりのおほく入たる故也。新後撰をば誘家に津守集といひけり。住吉神官おほく入たるゆゑか。今の世は勅撰

をするものあれども、名づくる程の力ある人もなきにや。のよう、まったく聞書の形をとつていいものもあり、先掲の「故宗匠続千載集をうけ給はりて被撰時……」のように直接の聞書の形をとらないものや、「私云、近日内々会某講師可勤などいへば……」と、頤阿の意見を書きつけたところもあり、それに続く四か条などはただ頤阿自身の意見を書きつらねていて、前半部とはなはだしく書き方を異にする。井上氏の指摘された為秀よりの聞書が後半部にかたまつて見られることなども、前半部と後半部が執筆時期を異にしていることを考えさせる。久曾神氏が云われるよう、今日の諸本の伝來の事情からは、前半部・後半部が存した形態から後

半部が分離したと考えられるとしても、もともと前半部と後半部が別々に成立し、ある時期にその統合が試みられ、前半部に増補が加えられたり、呼称が「宗匠」を「故宗匠」とする程度の改訂を見たことも想定されるのである。

ただ、そのもともとの前半部と後半部の切れ目が、現存の多くの諸本に見られるところであつたかどうかはわからない。久曾神氏のいわゆる六十三条(注一〇)「又云、民部卿入道被申は……」の条は、本来は前半部にあつたものが後半部が分離して切れたものであつたと思われるし、現在の後半部の中にも、本来は前半部にあるべきものが見られるかも知れない。あるいはその改訂に当つて、巻子本であつたと(注一一)考えられるこの書物の切継の事情が、現存の不自然な形での分離の姿にかかるものであるかも知れないが、今は未詳とするほかはない。ただ雑談の部のいわゆる六十二条(注一二)の「故宗匠云、初心なる時は……」までは、一部補訂は見られるものの、ほぼ原初の形を保つていると見てよいかと思う。

四

いわゆる前半部六十二一条は、私に章段を整理して六十六条となるが、そのうち、話者は故宗匠(為世)「暦応元年没」(注一三)66「十五条」戸部(為藤)「元亨四年没」27891314192025303132373839414245495060「十九条」一条法印(定為)「嘉曆一年以前没」234「二条」(齊藤)基任「新後撰初出。正和四年花十首作者」1545「二条」

18-44

小倉黄門禪門(公雄)「正中一年百首詠進後まもなく没」

53 54「四条」

祝部行氏「新後撰初出。草庵集に三十三回忌のことが見える」

21「一条」

行宣法印 24「一条」

今出川近衛局「続古今初出」29「一条」

六条内府(有房)「元応元年没」35 40 52「三条」

至一上人 36「一条」

閑伽井宮(道性)「新後撰初出。龜山院御子」43「一条」

平中納言惟輔「元徳一年没」55 56「二条」

心源上人 61「一条」

住吉神主国冬「元応一年没」64「一条」

今宗匠(為定)「延文五年没」65「一条」

となり、ほかに或人として、10 11 12 16 48 57 62 63の八条があり、さら

に「光俊統後撰難」(23)「徳大寺には歌のまと云所あり」(33)
「弁内侍日記」(51)の三条があつて、そのうち「何某云……」あるいは「……と云々」の形をとつてないのは、23 24 33 51 63 65の六条に過ぎない。65が後補であろうということは前述したが、23 24は22の信実の話の連想で、51は50の弁内侍・少将内侍の話の連想で書きつけられた条であり、33は短い条で、何かの覚え書きが本文化したとも考えられ、63は62の続きで、これも62の或人の話と見ることもできる。

次に、これらの話がいつ書きとめられたかについて考えてみたい。為藤からの聞書がもつとも多いことは、それが元亨四年以前であったことが先ず考えられる。為藤没後の或時期に思い出して書いたと

すれば、為藤以外の、たとえば為定あたりの話ももつとあってよいはずである。ところが、前述の話者は、伝未詳のものも多いが、為定を除いて、大略鎌倉最末期の人のようである。為世の場合も、その頃の聞書と考へてもとより不自然とは思われない。

次に、この雑談の内容であるが、その第一条は次の話で始まつてゐる。

故宗匠被語申云、統古今は正元元年西園寺の一切經供養時、民部卿入道一人可撰進之由、直被仰下侍しを、其後被加撰者、結句真觀下向関東、將軍家中務卿宗王尊親王此道御師範中務卿宗王尊親王と成て、毎事関東より被申とて、其思ふさまに申行へり。民部卿入道、我撰進のうたの外は一事以上不可有申子細とて口を開侍き。和歌評定時、治定の事も後又申改。かやうにして評定には治定し侍しに、何様事哉之由被申ければ、いさなにと候けるやらん。鶴内府無參被申行侍しと真觀返答しけり。仙人のわたましのやうに、鶴に物を負するはと民部卿入道利口し申されけると云々。

集治定之後、所存相違事ども一巻に書て、常盤井入道相国のもとにかはす。為兼延慶訴陳時、勅撰々者故実二百余ヶ年秘事を祖父入道より相伝之よし書たるは其事也。為教卿、常盤井相国に随逐之間見及歟。詞書に百首にと侍るを、百首歌にとあるべきかなど体の事共也。ちゝとしたる大旨、なにか秘事にてもあるべきと云々。

長い条であるが、明確に「故宗匠被語申云…と云々」で、話者との内容を示している。その話の内容は、二つの部分から成つており、前半は為世が祖父が家から聞いた『統古今集』撰進をめぐる歌壇の裏話を伝えたもので、その折の真觀のとつた態度に対しての批難で

あり、後半は、その『統古今集』が出来て後、常盤井入道相国実氏のもとへ為家の送った所存相違の旨を書きとめただけの一巻を、為兼が延慶訴陳の時、「勅撰々者故実二百余ヶ年秘事」を祖父為家より相伝したと主張したことへの批難である。二条家の宗匠為世の胸中に、反真觀の感情が、そのまま反京極家へとつながつてゐることを先ず見てとつておく必要がある。しかも、その一条を最初に据えているところにも、それがそのまま頼阿の立場をくつきりと色どつてゐることが知られる。第二十条の

又云（為藤）彼七百首の時、真觀まわりて、短冊を泉の水のなかへ風に吹入られ、てのごひ布のかせにてとりあげなどして見ぐるしかりけり。如此事尤可有用意云々。

や、第四十七条の

又云（為世）、民部卿入道、真觀が、はや人の薩摩のせとなどよみて、人ををどすとてつねに咲れ侍き。

といった嘲笑的な言葉をわざわざ書きとめているところに、真觀に対する反感が見られ、第五十二条の有房の言として記した、龜山院の御時の三代集作者を賦物にしての連歌の折に、「源當純」を「當純」だと為兼が言い張り、為世が「當純」と定家の筆本にあるよし主張、勅定でその定家本『古今集』を取り寄せ、「當純」であることが判明して為兼が閉口した話、これはもとより為兼の失敗談であるが、すぐそれに統く第五十三条には、今度は公雄の言として、文永龜山殿五首歌合の折、公雄の「ちりぬべき秋の嵐の山の名にかねてもをしき木々の紅葉ば」の歌が収慮にもかない、人々も勝つべきよし申した折、真觀が、相手の中納言典侍の歌「をぐら山いま一たびのしぐれなばみゆきまつまの色やまさらむ」を推賞、公雄の歌が

「紅葉」に「ちりぬべき」と詠じたことを難じたため、持となつたいきさつをのべて、「真觀引綱和歌義勢、傍若無人也」と語つた話を書きとめている。詳しくは後述するが、この雑談は、連想をもつて話が続いてゆく形をとっているので、ここは、為兼の理を否に曲げて強弁した失敗話に、真觀の傍若無人の強弁ぶりの話を続けて、頗阿の意識にも、一条派の正統に反するものとして、真觀と為兼が直結していることが知られる。

ふたたび、さきにあげた第一条にもどるが、為家の言葉を伝えた中に、「仙人のわたましのやうに、鶴に物を負するは」という表現が見られる。おそらく為家の言葉をそのまま為世が口うつしで頗阿に伝えていると思われるが、真觀が鶴殿九条基家をかついで、勝手なるまいをすることを皮肉った利口で、いかにもいきいきとした為家の直話のさまを伝えている。こういった話者の語り口が、そのままに書きうつされているのも、この雑談の特色であり、興味あるよみものとなつていて。それは、第二十六条の

故宗匠云、民部卿入道、殊に衛門督僧道などにがしとやらむいひし僧歌の事とひに常に来き。歌は誠をさきとすべし。たゞ道理にかなふべきよし申さるゝを聞いて、後日に来て、先日承候しつきで、歌を一首詠じて候。かやうにも候べきかと申き。

富士の山同じ姿のみゆる哉、あなたおもてもこなたおもても道理をさきとすべしとて、かやうの事にては有まじとてわらはれ侍りき。

の話などにもよくあらわれている。

為世・為藤の言葉を伝えたこの雑談に、一条派正統の歌論が断片的にではあるが端的に語られていることは、もとよりこの雑談の趣旨

論書としての重要な意義であることはいうまでもない。第四条に、

故宗匠云、俊成は幽玄にて難及、定家は義理ふかくして難学、たゞ民部卿入道殿体を可学之由、深相存也云々とあるのは、俊成・定家よりは為家を範とすべしとする一条派の主張の根幹ともいうべく、それは、次の第五条に、

又云、民部卿入道被申けるは、「父歌殊勝なれども歌見しらざらん子孫、みだりに撰入せばあしかるべき歌多し。わが歌はおろかなれ共、たとひ歌しらざらむ子孫の撰出たり共、さまであしかるまじき歌を詠置て侍る也云々。

とあって、定家の歌の中には、必ずしもよくない歌があるということになり、さらに、次の第六条には、具体的に、

長月の月の有明のしぐれゆゑあすの紅葉の色もうらめしの定家の歌を、二条左兵衛督教定が酒宴の雑談に「染心肝殊勝におぼえ候」と言つたのに対し、為家が「盃をもたれたるを打置て、けしきあしく成て、是はなにか面白候やらん」と詰問し、「是は百香歌合にも書入て候へども、風体不可然。勅撰などに可入歌にあらざるよし慥に申侍しに、是をしも被称美之条不得其意」と云つたと、いう話を書きつらねている。この定家の歌は、『拾遺愚草』に見られるばかりでなく、『定家百番歌合』に自選している自讀歌の一つで、それを教定がほめたからと言つて、為家がこれほどの批難をしているのである。このことは、教定が初心だからという以上に、定家と為家の歌風が大きく隔たつていることを示している。おそらくは「月の有明」といった奇抜な表現に、為家の意に添わない点があつたかと思われるが、為家のこの歌に対する態度、さらにそれを繼承するところに、一条派の歌が、はつきりと定家の自讀歌とはその

質を異にしていることが知られる。この第六条の最後に、「此歌玉葉に撰入、不思議事也云々」とあるが、現存の『玉葉集』には見られない。あるいは、永仁の頃、為兼のとてはばとてえられた折の撰集に入っていたものかとも思われる。ただ、第五条の場合とともに、定家の歌風のうち、二条派の庶幾しない歌風か、『玉葉集』には選入されているという考え方があつたことは否定しえないのである。

為家の歌論を伝えたものとしては、次の第二十八条が重要である。

又云、民部卿入道被申しは、歌をば一橋をわたるやうによむべし。左へも右へもおちぬやうに斟酌すべき也。心のまゝによむべからず。又被申しは、塔をくむやうによむ。塔をば上よりくむことなし。地盤よりくみあぐるやうに、下句よりよむ也と云々。

為世の口から伝えられた為家のこの教えは、為世の作歌態度をもつともよく示している。この巧みな比喩によって、二条派の正統を逸脱しないようと説く指導が、多くの幅広い歌人の層の中に、その歌風を浸透させてゆくこととなるのであるが、為世自身の歌論としては第六十六条に、

故宗匠云、初心なる時は常に恋の歌よむべし。それがこゝるもいでき詞をもいひなる也とあるのが注目される。これも、実際的な有効な初心者指導の方法であった。それに為世の歌作態度を示した、第五十八条の故宗匠被語云、はれの歌謡むとて、法輪に参し也。若ものどもも法輪へ参りてよむべし。所がらのすこさも殊に歌出来するなり。

とあるのもおもしろい。為世の歌に、「所がらのすこさ」より生れたと思われる秀歌の数々が残っているわけではないが、おそらく為世みずから実行して語つたであろう、この言葉に、やはり二条派の歌が、中世という時代に根づいていることを端的に語つているようと思われるからである。

この頼阿の雜談が、為世や為藤といった二条派の宗匠家の人々のほかに、多くの人の言葉を伝えていることに、歌論としてゆたかさが広がつてくることも指摘しておいてよいであろう。第十五条は、

基任語云、土御門院小宰相家隆女被申けるは、故二位の歌には心得にくき歌などは候はず。

高砂のをのへの鹿のなかぬ日もつもりはてぬる松の白雪といふ歌を、心えにくきやうに人おもへり。ふかく思へば心得にくし。あさ／＼と心うれば殊に安く心えらるゝ歌也。

とある。この基任は、六波羅の吏僚武家の齋藤基任正和四年三月五日の東山東林寺の花十首の会にも同席し、『草庵集』にもしばしば見える和歌の先達であり、第四十五条では、為家北野參籠の折の連歌での、為家・為氏の秀句を父親意が同席して聞いて聞いたとして頼阿に語つており、父の代から二条家に親近していったことが知られるが、この家隆女の小宰相が語る家隆の歌についての「ふかく思へば心得にくし。あさ／＼と心うれば殊に安く心えらるゝ歌也」との見解は、基任の二条宗匠家以外から得たものを、頼阿に伝えていた。基任や頼阿にとつては、定家よりは家隆の方がかえって親しみやすい歌風であり、頼阿には、こういった二条宗匠家以外の人々からの影響を広く受けていることが、頼阿の歌風に幅を持たせ、中世の歌人に迎えられる因となつてゐるのである。それは第三十二条の

祝部行氏語云。少年時祝部忠成新勤撰にあひて侍りき。草子など見て歌よみ侍りしかば、たゞ歌はあを雲にむかひて案ぜよ。

五

今より古歌にかゝりては、うるはしき歌よみには成まじと申き云々。

とある。忠成の教えを伝えた行氏の言葉も、いかにも地下歌人の自由さともいはべきものが如実にあらわれており、こういったのびのびした歌作態度が頗阿の血肉となって、二条派の和歌の正統を守りながら、ひとあじ違つた頗阿の歌風を作りあげてゆくことになる上重要であつたことと思われる。

こういったさまざまの話題の提供を受けて、この雑談には、第六十一条の心源上人の談として伝える、文覚と西行の出会いの貴重な話柄が記しとどめられることになる。つねづね遁世の身でありながら和歌に執する西行をくんで、「いつくにても見あひたらば、かしらを打わらん」と言つて文覚が、西行の訪れを受けて、一夜物語をかわして西行が帰つていったのち、心配した弟子たちに答えて、「あはれ文字にうたれんする物のつらやうか。文学をこそうたんずる者なれ」と語つたといふ話は、歌人西行のイメージとは異つた実在の人間像をいきいきと残してくれているのであって、この雑談が、歌論といふにとどまらず、この一条など、説話としてのおもしろみを持っているといえよう。それは、次の第六十三条の或人の語つたやはり西行の逸話、『千載集』のころ、東国にあつて勅撰があると聞いて上洛した道で、登蓮にあい、「鳴たつ沢の秋の夕暮」の歌が入つてないと聞いて、「扱は見て要なし」として、また東国へ帰つていったというのも、必ずしも事実とは思われないが、これまた西行の一面をよく示した説話となつてゐる。

この連想の糸によつて雑談を運んでいることは、頗阿が連歌にも長じたことと関係づけて考えることができるが、それよりも兼好の『徒然草』の場合とも共通していることを思わせる。いわば、この時代の隨想の一つのスタイルであつたといえよう。

この雑談が、和歌についての聞書であることはこと新しく、いまだないが、前述の文覚と西行の話のようにな説話的な興味をいだかせるものも多い。さらに注意すべきことは、この雑談の各条が連想の糸によつて書き綴られていて、決して聞いたままに書きつらねたといった体のものではないことである。第一条に、為家の『続古今集』撰進時の不快感をおいたのも十分意図的だと思われるし、その後半の常盤井入道相国実氏の話から、第二条には為藤の、さらには第三条には定為の実氏についての話をつらねている。第四条は第三条の為家が実氏薨後に語つた言葉を受けて、俊成・定家よりも為家の体を学ぶべきだとする二条家の主張をかかげ、第五条に定家と為家の比較、第六条は定家の庶幾しない歌、第七条から第九条まで定家に関する話をつらね、第九条の定家が西行より俊成をはるかにすぐれていると言つた話から、第十条には西行が少年の定家に宮川歌合の判をさせたこと、その少年といふ連想から第十一条には法性寺関白忠通が若くして書いた最勝寺の額を見るたびに赤面したといふ話、さらに第十二条は、前の条が「歌事能々可有稽古」という教えであつたことに關聯して、妙音寺入道の琵琶の稽古の話へ続くといつた具合である。それは第六十六条まで、ほぼたゞてゆくことができるようである。

この連想の糸によつて雑談を運んでいることは、頗阿が連歌にも長じたことと関係づけて考えることができるが、それよりも兼好の『徒然草』の場合とも共通していることを思わせる。いわば、この時代の隨想の一つのスタイルであつたといえよう。

頗阿は、この雑談を何のために書き綴つていったのであろうか。

『袋草紙』と同じく、やはり歌の数奇ということにあったといえよう。

はじめから『井蛙抄』という歌論書の最後に据えるべく意図したものであつたかどうかはわからない。私はおそらくはじめはただ興にまかせて為世や為藤からの聞書を中心に、さまざまの人からの聞書を書きとめておこうとした一巻ではなかつたかと思う。そうして、それが巻一から巻五までの歌論と合わせて六巻の歌論書としようと思つた時、雑談の部に増補したのではなかろうか。もともと巻一から巻五までもそれぞれ一巻ずつ別々のものであつた可能性も大きい。しかし、それが巻一から巻五に配当され、さらに遅れて巻六の雑談が合わせられたと考えるのである。その折、頗阿の脳裏にあつたのが『袋草紙』という歌論書の存在であつた。雑談の部の後補と考えられる後半部になつて、第六十八条の「勅撰に異名どもあり」の記事や、第八十三条の

知房は伊家弁に御歌優なりといはれて、道にたづさはるはかや

うの事があぢきなきとて、道をすてたる事も侍ぞかし。員外後学一言を自愛せられける、まことの数奇人と覚えおもしろく侍りき

が、『袋草紙』をもとにして書かれていることを指摘することができる。頗阿は、『袋草紙』の雑談の部が、かえつて和歌の本質の数奇について、歌話を通して如実に語つてゐることに思いを致し、『井蛙抄』にも第六の巻に雑談を添えることを思い立ち、かつて書きだめていた一巻を補筆して添えたのではなかつたか。

巻一から巻五まで、ところどころ「私云」として意見を加える程度で、もっぱら従来の歌学を整理したに過ぎないこの歌論書に、雑談という一巻を加えることによつて語ろうとした頗阿の歌論は、

注一 早く石田吉貞氏の『中世草庵の文学』に指摘され、井上宗雄氏の『中世歌壇史の研究』に明らかにされている。

注二 日本歌学大系第五巻に久曾神昇氏の解説に諸本についての考察がある。

注三 同右解題による。

注四 井上氏『中世歌壇史の研究南北朝期』に指摘されている。

注五 群書解題に峰村文人氏の異見がある。

注六 久曾神氏のあげられた諸本のはかに井上氏がさらに多くの諸本をあげられているが、改めて調査整理の必要がある。

注七 注二に同じ。

注八 注四に同じ。以下も同じ。

注九 本文は便宜上日本歌学大系による。

注一〇 後述のように、内容の検討の上から私に章段をわから日本歌学大系の行わけによる久曾神氏の考え方と異なるが、ここは混乱をさけて久曾神氏による。私は第六十七条。

注一一 久曾神氏に指摘がある。

注一二 私には第六十六条。

注一三 私の考え方による。以下同じ。

注一四 日本歌学大系本には、そのあとに割注で「私云、右のうた玉葉になし」とあるが、京都大学蔵中院本などではなく後人の書き入れと思われる。

注一五 石田吉貞氏『頗阿慶運』および井上氏前掲書参照。